

千葉市の保護上重要な野生生物—千葉市レッドリスト—（概要）

1 目的・経緯

近年、急速な経済活動の拡大や産業構造の変化等により、生物の生息・生育環境が脅かされ、存続が危ぶまれる種が急激に増加している。こうした中で、わが国では 1989 年に(財)日本自然保護協会と(財)世界自然保護基金日本委員会（WWF ジャパン）により、「我が国における保護上重要な植物種の現状」が刊行された。

その後、環境省（当時：環境庁）により、1991 年に脊椎動物及び無脊椎動物、2000 年に維管束植物及びそれ以外の植物についてのレッドデータブック（日本の絶滅のおそれのある野生生物）が刊行され、現在、改訂版が順次刊行されつつある。植物群落については、1996 年に(財)日本自然保護協会と WWF ジャパンが「植物群落レッドデータ・ブック」を刊行した。このような動きを受け、都道府県や市町村でもレッドデータブックの作成が進み、千葉県においては 1999 年に植物編、2000 年に動物編が刊行され、現在、改訂が進められている。

千葉市においても、都市化の進展等により野生動植物の生息・生育環境が減少、悪化しつつあることから、その実態を把握するため、平成 4～7 年度にかけて、「野生動植物の生息状況及び生態系調査」を行い、市域の自然環境や動植物の状況が学術的に明らかになった。

この調査の開始から 10 年近くが経過し、各生物種の分布状況を再把握するとともに、市域において特に保護を講ずべき動植物を選定し、その保護対策を検討し実施する必要があることから、平成 14～15 年度に野生動植物生息状況調査を実施し、その結果を「千葉市の保護上重要な野生生物 - 千葉市レッドリスト - 」として取りまとめた。

レッドリストは、以下のような資料として活用されることが期待される。

- ・野生生物の保護や自然環境保全の効果的な施策を検討・実施するための基礎資料。
- ・市民が野生生物の現状や保護について理解を深めるための資料。
- ・開発行為や公共事業等における環境配慮や環境影響評価のための基礎資料。

2 選定の概要

（１）選定の体制

レッドリストの作成にあたり、「千葉市野生動植物生息状況調査検討委員会」を設け、対象とする分類群や選定方法、評価基準・カテゴリー、選定方針等を検討した。また、各掲載種の選定は、検討委員に加え当該分野の専門家を専門委員に委嘱し、必要に応じ分科会を開催して行ったほか、情報提供や現地確認調査に多くの市民の協力をいただいた。

ア 調査検討委員会構成委員

座長：岩瀬 徹	千葉県立中央博物館友の会会長	（維管束植物）
村田 威夫	千葉県立佐倉高等学校教諭	（シダ植物）
宮田 昌彦	千葉県立中央博物館植物学研究科科长	（非維管束植物）
原 正利	千葉県立中央博物館環境科学研究科科长	（植物群落）
箕輪 義隆	(財)日本鳥類保護連盟調査室顧問	（鳥類）
長谷川雅美	東邦大学理学部助教授	（爬虫類・両生類）
田中 正彦	千葉県立犢橋高等学校教諭	（魚類）
宮野 伸也	千葉県立中央博物館動物学研究科科长	（昆虫類）
大野 正男	東洋大学名誉教授	（無脊椎動物）

イ 専門委員

植物関係 10 人、動物関係 17 人

ウ 協力機関、協力者（50 音順）

団体：千葉菌類談話会、千葉県、千葉県自然観察指導員協議会、千葉県野鳥の会
千葉県立中央博物館、千葉の自然に親しむ会、水鳥研究会

個人：57 人

（２）選定評価対象

ア 対象分類群

（ア）植物

維管束植物、蘚苔類、大型淡水産藻類、地衣類、大型菌類

* 便宜上、大型菌類も植物に含めた

（イ）動物

- ・脊椎動物：哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水産魚類
- ・無脊椎動物：昆虫類（カゲロウ目、トンボ目、カワゲラ目、バッタ目、ナナフシ目、カメムシ目、アミメカゲロウ目、コウチュウ目、ハチ目、シリアゲムシ目、トビケラ目、チョウ目）、クモ目、エビ目、ワラジムシ目、ヤスデ・ムカデ類、貝類、淡水産コケムシ類

（ウ）植物群落

イ 評価の対象範囲、基本的方針

- ・千葉市内に生息・生育する野生生物種を対象とする。
- ・移入種は対象外とする。ここでいう移入とは、人為による海外からの移動又は国内の他地域からの移動をいう。
- ・生活史の一部を陸水域で過ごす生物及び陸域と密接な関係を持つ海岸域の生物を対象とし、生涯のすべてを海域で過ごす種は除く。
- ・ただし、例外として、浅海域に生育するアマモ科の植物及び浅海域に生息する貝類は選定の対象とした。

（３）評価基準及び選定方法

ア 植物種及び動物種の評価基準

「共通評価基準及びカテゴリー」は基本的に千葉県レッドデータブックに従い、よりわかりやすくするため、カテゴリー数を減らし、内容に若干変更を加え、X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物の４カテゴリーとした。

蘚苔類、大型淡水産藻類、地衣類、大型菌類については生育状況に関する情報が特に不足しており、カテゴリーBとCの区別が困難なため、X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B - C：重要・要保護生物の３カテゴリーとした。

千葉市レッドリスト 共通評価基準及びカテゴリー

X 消息不明 絶滅生物

かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期にわたって確実な生存情報がなく、千葉市から絶滅した可能性の高い生物。

その生物の生息・生育可能な環境が残されている場合は、将来、他の生息・生育地からの再定着や埋土種子の発芽などにより自然回復する可能性もあるので、その環境の保全に努める必要がある。

A 最重要保護生物

個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。

放置すれば近々にも千葉市から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。

このカテゴリーに該当する種は最大限、保護に努める必要がある。

B 重要保護生物

個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性が高い、などの状況にある生物。

放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリー A への移行が必至と考えられるもの。

このカテゴリーに該当する種は可能な限り保護に努める必要がある。

C 要保護生物

個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。

放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリー B または A に移行することが予測されるもの。

このカテゴリーに該当する種は保護に努める必要がある。

* 蘚苔類、大型淡水産藻類、地衣類、大型菌類は B と C を統合し、

「B - C : 重要・要保護生物」とした。

(参考) 千葉市と千葉県のカテゴリーの関係

千葉市			千葉県		
X	消息不明・絶滅生物	-	X	消息不明・絶滅生物	
A	最重要保護生物	-	A	最重要保護生物	
B	重要保護生物	-	B	重要保護生物	
C	要保護生物	-	C	要保護生物、D	一般保護生物

イ 植物種及び動物種の選定方法

各種の生息・生育状況の把握にあたっては、既存文献、標本等から情報を収集・整理するとともに、必要に応じ現地確認調査を実施した。これらの情報及び委員の知見をもとに、候補種ごとに「判定シート」を作成した。

判定シートには、それぞれの種の「個体数、生息・生育域の現状」「個体数、生息生育域の変化」「生息・生育域の消失の可能性」「生息・生育地名及びその現況、主な減少要因、その他特記すべき事項」等を記載することを基本とし、詳細な内容については各分類群の実状に合わせ設定した。これらの情報をもとに各種のカテゴリーを決定した。

ウ 植物群落の選定

選定基準は環境省の「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(1988)の選定基準をもとに、千葉市の状況に合うように追加、変更を加えた。特に選定基準のⅠ及びⅡは新たに加えた基準である。

カテゴリーは、(財)日本自然保護協会・(財)世界自然保護基金日本委員会の「植物群落レッドデータ・ブック」(1996)のカテゴリーをもとに、千葉市の状況に合うように、また、よりわかりやすくという点から検討を行い、作成した。

(ア)植物群落の選定基準

A	極相林もしくはそれに近い自然林
B	市内では、きわめてまれな植物群落または個体群
C	分布域の南限、北限、隔離分布等、分布限界になる植物群落または個体群
D	砂丘、断崖地、塩沼地、河川、湿地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
E	郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの
F	過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等手が入っていないもの
G	乱獲その他人為の影響によって、市内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群
H	学術上重要な植物群落または個体群
I	特定種の生育環境として重要な植物群落
J	代償植生であっても、長期にわたる伝統的な管理により、特有の種構成が維持されている群落

(イ)植物群落カテゴリー

保護・管理状態のカテゴリー

劣悪	保護状態は悪い
不良	保護状態は良くないが、一部良いところもある
やや良	よく保護されているが、一部良くないところがある
良好	よく保護されている

群落保護のために新たに必要な保護対策の緊急性のカテゴリー

緊急	緊急に対策を講じなければ群落が壊滅する
必要	対策を講じなければ群落の状態が悪化する
警戒	将来的に悪化の恐れがある
監視	監視を継続する必要がある

(ウ)植物群落の選定方法

選定にあたっては、1996年刊行の「千葉市野生動植物の生息状況及び生態系調査報告書」に示された「千葉市の自然環境保全重点地域」をもとに可能な範囲でそれ以外の地域も含めて現地確認調査を行った。各群落について、群落の現状や保護の状況、選定理由等を記載した「植物群落チェックシート」を作成し、これらの情報を整理し、委員の知見を加え選定を行った。

3 選定の結果

(1) 植物種及び動物種の掲載種数

本リストに掲載された種数は植物が 336 種、動物が 479 種である。

千葉市に自生する維管束植物は約 1200 種と推定され、その約 4 分の 1 にあたる 290 種が掲載された。A 最重要保護生物は、維管束植物掲載種の約 39% にあたる。維管束植物以外では、蘚苔類 14 種、大型淡水産藻類 7 種、地衣類 12 種、大型菌類 13 種が掲載された。

脊椎動物は、千葉市で生息が確認されている在来種 330 種を対象として選定を行い、そのうちの約 39% にあたる 128 種が掲載された。哺乳類、爬虫類、両生類は、対象とした種のほとんどが掲載される結果となった。

無脊椎動物についてはまだ多くの分類群で調査が進んでおらず、千葉市に生息する種数の解明は不十分である。レッドリストに掲載された種数は昆虫類 177 種、その他の無脊椎動物 174 種の計 351 種であった。X 消息不明・絶滅生物は 119 種にのぼり、そのうち貝類が 104 種を占めている。

< 植物 >

	分類群 / カテゴリー	X	A	B	C	計
維管束植物	シダ植物	16	25	10	3	54
	種子植物	34	87	65	50	236
	計 (維管束植物)	50	112	75	53	290
維管束植物 以外の植物	蘚苔類		3	11		14
	大型淡水産藻類		5	2		7
	地衣類		6	6		12
	大型菌類		2	11		13
	計 (維管束植物以外)	0	16	30		46

< 動物 >

	分類群 / カテゴリー	X	A	B	C	計
脊椎動物	哺乳類	2	4	4	1	11
	鳥類		12	37	33	82
	爬虫類	1	1	5	5	12
	両生類	1	4		2	7
	汽水・淡水産魚類	1	4	5	6	16
	計 (脊椎動物)	5	25	51	47	128
無脊椎動物	昆虫類					
	カゲロウ目		1		1	2
	トンボ目		6	9	11	26
	カワゲラ目				1	1
	バッタ目	1	1	2	3	7
	ナナフシ目					0
	カメムシ目		2		7	9
	アミメカゲロウ目		2		5	7
	コウチュウ目	4	16	11	29	60
	ハチ目		2	2	5	9
	シリアゲムシ目		1	1		2
	トビケラ目			2	2	4
	チョウ目	9	10	19	12	50

(昆虫類小計)	(14)	(41)	(46)	(76)	(177)
その他の無脊椎動物					
クモ目	1	1	1	2	5
エビ目		4	5	5	14
ワラジムシ目				3	3
ヤスデ・ムカデ類		6	2		8
貝類	104	11	14	14	143
淡水産コケムシ類				1	1
計 (無脊椎動物)	119	63	68	101	351
合計 (動物)	124	88	119	148	479

(2) 植物群落の掲載数

今回、38 の植物群落が選定された。

ア 選定基準別

「E 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの」として選定された群落は 30 と最も多かった。これには、タブノキやスダジイなどの常緑広葉樹林、イヌシデやコナラなどの落葉広葉樹林、ススキやアズマネザサなどの草本群落が含まれる。次に「A 極相林もしくはそれに近い自然林」として選定された群落は 14 と多く、タブノキやスダジイの常緑広葉樹林がこの基準によって選定されている。

イ 保護・管理状態のカテゴリー別

「劣悪」が 2、「不良」が 15、「やや良」が 16、「良好」が 5 であった。選定された群落の約 45% が、保護状態が悪い「劣悪」または保護状態が良くない「不良」と判断された。

ウ 群落保護のために新たに必要な保護対策の緊急性のカテゴリー別

「緊急」が 3、「必要」が 8、「警戒」が 23、「監視」が 4 であり、何らかの保護対策を行わなければ群落が壊滅または悪化すると判断された「緊急」や「必要」に相当する群落は全体の約 29% となっている。

(3) 特徴

分類群ごとの評価対象とした市内における生息・生育種数（推定種数）に対するリスト掲載種の割合や、分類群ごとの減少傾向等の特徴は次のとおりである。なお、推定種数は分類群により把握方法に差異があるので、詳細はリスト本編を参照されたい。

ア 植物

(ア) 維管束植物

・ X 消息不明・絶滅生物 50 種（推定種数の約 4%） A 最重要保護生物 112 種（同、約 9%） B 重要保護生物 75 種（同、約 6%） C 要保護生物 53 種（同、約 4%） 合計 290 種が選定され、推定全目録の約 4 分の 1 にあたる。

・ このうちシダ植物は、X 16 種（推定種数の約 14%） A 25 種（同、約 23%） B 10 種（同、約 9%） C 3 種（同、約 3%）であり、全目録の 111 種から見ると約半数を占めており、シダ植物の生育環境がいっそう狭められている。

- ・種子植物においては、ラン科のほとんどの種が危険な状況にある。水生植物の沈水性及び浮葉性の種、水田生や湿地生の種も衰退が著しい。
- ・かつては普通種ともいえたヤマユリ、ジュウニヒトエなども著しく減少した。
- ・春植物のカタクリやイチリンソウの減少は生育環境の変化によるほか、依然として続く乱獲によることが大きい。

(イ) 維管束植物以外

蘚苔類は、A 最重要保護生物 3 種（推定種数の約 2%）、B - C 重要・要保護生物 11 種（同、約 8%）計 14 種（同、約 10%）が選定された。生育環境は、7 種が谷津水源近くの水辺、4 種が谷津の林床や土手、2 種が樹幹、1 種が公園などの裸地である。

大型淡水産藻類は、A 最重要保護生物 5 種、B - C 重要・要保護生物 2 種、計 7 種が選定された。生育環境は、河川の源流部の転石・棒杭等、河川中流部の転石等、池、水田等である。

地衣類は、A 最重要保護生物 6 種（推定種数の約 11%）、B - C 重要・要保護生物 6 種（同、約 11%）計 12 種（同、約 21%）が選定された。主な減少要因として、都市化による樹木の消失・乾燥化、大気汚染、農薬散布があげられる。

大型菌類は、A 最重要保護生物 2 種（推定種数の約 0.7%）、B - C 重要・要保護生物 11 種（同、約 4%）計 13 種（同、約 5%）が選定された。近年、急速に失われつつあるシイ・カシ林、イヌシデ・コナラ林、マツ林の植生に依存（共生）している種が優先的に選定されている。

イ 動物

(ア) 哺乳類

- ・X 消息不明・絶滅生物はキツネとアナグマの 2 種（推定種数の約 15%）である。
- ・A 最重要保護生物はヒミズ、ニホンリス、ハタネズミ、ヒメネズミの 4 種（推定種数の約 31%）であり、B 重要保護生物 4 種（同、約 31%）、C 要保護生物 1 種（同、約 8%）計 11 種（同、約 85%）であった。
- ・減少の要因は、森林と草地、畑地の減少に伴い生息域が狭められていることによる。

(イ) 鳥類

- ・A 最重要保護生物 12 種（推定種数の約 5%）、B 重要保護生物 37 種（同、約 14%）、C 要保護生物 33 種（同、約 12%）計 82 種（同、約 31%）が選定された。
- ・過去の生息状況については情報不足の種が多く、X 消息不明・絶滅生物に該当する種はなかったが、生息環境が著しく変化した種については今後の動向に注意する必要がある。
- ・海岸部の干潟や浅瀬の埋め立てにより、シギ・チドリ類やサギ類など水鳥類の生息環境が失われ、特に、普通種であったハマシギ（A 最重要保護生物）やキアシシギ（B 最重要保護生物）の個体数が大きく減少した。
- ・樹林で繁殖するアオバズク、フクロウ、ヨタカ（共に A 最重要保護生物）は観察例が減少している。
- ・かつて水田で繁殖していたタマシギやヒクイナ（共に A 最重要保護生物）は、近年では繁殖期の記録がほとんどない。

(ウ) 爬虫類

- ・X 消息不明・絶滅生物 1 種（推定種数の約 8%）、A 最重要保護生物 1 種（同、約 8%）

B 重要保護生物 5 種(同、約 38%)、C 要保護生物 5 種(同、約 38%) 計 12 種(同、約 92%) が選定された。

・ A 最重要保護生物にはニホンイシガメが選定された。同所的に生息が認められるクサガメに比べて個体数が非常に少ないことが、その理由である。

(エ) 両生類

・ X 消息不明・絶滅生物 1 種(推定種数の約 11%)、A 最重要保護生物 4 種(同、約 44%)、C 要保護生物 2 種(同、約 22%) 計 7 種(同、約 78%) が選定された。

・ A 最重要保護生物には、トウキョウサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエルの 4 種が選定された。

・ 減少の要因は湿田や湧水を有する谷津田や里山の生息環境が消失、悪化したことである。

(オ) 汽水・淡水産魚類

・ X 消息不明・絶滅生物 1 種(ヤリタナゴ、推定種数の約 3%)、A 最重要保護生物 4 種(スナヤツメ、ホトケドジョウ、ギバチ、メダカ、同、約 14%)、B 重要保護生物 5 種(同、約 17%)、C 要保護生物 6 種(同、約 21%) 計 16 種(同、約 55%) が選定された。

・ 生活環別では、通し回遊魚であるウナギとトウヨシノボリ以外はすべて純淡水魚(14 種、レッドリスト掲載種の約 88%)であった。

・ A 最重要保護生物の 3 種は、湧水豊富な土水路等が残る谷津田に生息する魚種である。

(カ) 昆虫類

X 消息不明・絶滅生物 14 種、A 最重要保護生物 41 種、B 重要保護生物 46 種、C 要保護生物 76 種、合計 177 種が選定された。

トンボ目は、A 最重要保護生物 6 種(推定種数の約 16%)、B 重要保護生物 9 種(同、約 24%)、C 要保護生物 11 種(同、約 30%) 合計 26 種(同、約 70%) が選定された。減少の要因は、池や水田等の水域の消失、河川・水路のコンクリート護岸化、水質汚濁等である。

カゲロウ目、カワゲラ目、アミメカゲロウ目、トビゲラ目は、A 最重要保護生物 3 種、B 重要保護生物 2 種、C 要保護生物 9 種、合計 14 種が選定された。減少の要因は、湧水や水田等の水域の消失、河川・水路のコンクリート護岸等である。

バッタ目は、X 消息不明・絶滅生物 1 種(セグロイナゴ)、A 最重要保護生物 1 種(クツムシ)、B 重要保護生物 2 種、C 要保護生物 3 種、合計 7 種が選定された。減少の要因は、草原や里山的環境の消失、悪化などである。

カメムシ目は、A 最重要保護生物 2 種(ハルゼミ、コオイムシ)、C 要保護生物 7 種、合計 9 種が選定された。減少の要因は、池や水田等の水域の消失、耕作地の減少、雑木林の手入れ不足などである。

コウチュウ目は、X 消息不明・絶滅生物 4 種、A 最重要保護生物 16 種、B 重要保護生物 11 種、C 要保護生物 29 種、合計 60 種が選定された。大型種、森林に由来する種、湿潤な地面を好む種、水生種などが減少している。

ハチ目は、A 最重要保護生物 2 種、B 重要保護生物 2 種、C 要保護生物 5 種、合計 9 種が選定された。B 重要保護生物のヒゲナガニセハリアリは千葉市が本種の分布北限記録である。

シリアゲムシ目は、A 最重要保護生物 1 種、B 重要保護生物 1 種、合計 2 種が選定された。

チョウ目は、X 消息不明・絶滅生物 9 種（推定種数の約 0.8%） A 最重要保護生物 10 種（同、約 0.8%） B 重要保護生物 19 種（同、約 1.6%） C 要保護生物 12 種（同、約 1.0%） 合計 50 種（同、4.2%）が選定された。雑木林や谷津の急速な減少により、オオムラサキやマダレカレハ等の種が減少している。また、従来普通種とされたオオチャバネセセリやミドリヒョウモン等の減少が顕著である。また、温暖化の影響で分布域を広げている種もある。

（キ）クモ目

・ X 消息不明・絶滅生物 1 種（推定種数の約 0.4%） A 最重要保護生物 1 種（同、約 0.4%） B 重要保護生物 1 種（同、約 0.4%） C 要保護生物 2 種（同、約 0.8%） 合計 5 種（同、約 2.0%）が選定された。

（ク）エビ目

・ A 最重要保護生物 4 種（推定種数の約 20%） B 重要保護生物 5 種（同、約 25%） C 要保護生物 5 種（同、約 25%） 合計 14 種（同、約 70%）が選定された。

・ カニ類の多くは海域の汚染と干潟の埋め立てにより生息地が消失した。A 最重要保護生物のサワガニは湧水の枯渇や消失により生息が脅かされている。

（ケ）ワラジムシ目

・ C 要保護生物 3 種（推定種数の約 21%）が選定された。海産種はフナムシ 1 種のみである。

（コ）ヤスデ・ムカデ類

・ A 最重要保護生物 6 種（推定種数の約 10%） B 重要保護生物 2 種（同、約 3%） 合計 8 種（同、約 14%）が選定された。A 最重要保護生物のタジマガハラヒトフシムカデは、千葉県内で初の確認種。減少の要因は、大気汚染や伐採による生息環境の悪化と消失である。

（サ）貝類

・ 陸産貝類 25 種（陸産貝類推定種数の約 40%） 淡水産貝類 13 種（淡水産貝類推定種数の約 54%） 汽水産・干潟産を含む海産貝類 105 種（海産貝類推定種数の約 60%）がリストにあげられた。

・ X 消息不明・絶滅生物 104 種、A 最重要保護生物 11 種、B 重要保護生物 14 種、C 要保護生物 14 種、計 143 種が選定された。

・ 海岸の埋め立てや汚染による環境悪化により、ハマグリなど海産貝類の絶滅が著しい。

・ 淡水域では、圃場整備や農薬散布により、マルタニシやマツカサガイ等の種が急減した。

（シ）淡水産コケムシ類

・ 市域には 3 種の淡水産コケムシが生息すると考えられ 1 種が C 要保護生物に選定された。

ウ 植物群落

今回の調査では 38 の群落を選定された。内訳は、森林群落が 28、草本群落が 10 であった。森林のうち、針葉樹林が 4、常緑広葉樹林が 15、落葉樹林が 9 であった。

針葉樹林は、クロマツ群落 3、スギ植林が 1 である。

常緑樹林は、大半がスダジイ群落やタブノキ群落など地域本来の自然林である。

落葉広葉樹林のうち、1 はハンノキ林、残り 8 は森林伐採後成立した二次林である。

草本群落は、塩性湿地に特有なウラギクやシオクグの群落 1、水生植物群落として谷津の水路のヤナギモ群落 2、その他は、谷津の一部に残る半自然草地である。

4 今後の対応

レッドリストについては、広く市民への普及を図り、本市における絶滅のおそれのある野生動植物の種の保護への理解を深めるとともに、各種事業計画における動植物の保護・保全に対する配慮や、環境影響評価等のための資料として有効活用されるよう、開発関係機関や事業者にも配布し、周知していく。

また、今後も必要に応じて野生生物分布状況や生息環境の変化等をモニタリングするとともに、効果的な保護対策について検討していく。